

外部団体ボランティア活動紹介についての指針

明治学院大学ボランティアセンターでは、以下の条件を満たした活動をおこない、団体登録をしていただいているボランティア団体のパンフレット、チラシ、ニュースレター等をボランティアセンターに配架することにより、ボランティア活動を本学学生および教職員に紹介しています。

- ・公益性・公共性が高い活動。
- ・営利を目的としない活動。
- ・活動にあたり、安全性に問題がないと判断される活動。
- ・受け入れた学生に対し、教育的配慮を伴った対応をする活動。

1. 団体登録の受付ができない団体について

法人格の有無は問いませんが、以下に該当するボランティア活動は受付できません。

- (1) 特定の政治組織や宗教団体の活動、またそれらへの加入を強要や勧誘する行為が見られる活動。
- (2) 危険が伴うもの。
- (3) 法令に違反するもの。
- (4) 公序良俗に反するもの。
- (5) 精神的、肉体的苦痛が心配されるもの。
- (6) 水泳監視、ベビーシッター、病人の介護等の人命にかかわることが予想されるもの。
- (7) 車の運転が活動の内容に含まれるもの。
- (8) 宿泊を伴うもの（キャンプボランティアなど、適切に夜間睡眠が確保される活動についてはこの限りではない）。
- (9) 本来有資格者によってなされるべき活動。
- (10) 受入団体担当スタッフ等を含まない、当事者と学生ボランティアだけでおこなう活動。
- (11) ボランティアの募集内容や受入担当者が明確でない活動。
- (12) 個人でボランティアを募集されるもの。
- (13) その他不適当だと判断されたもの。

2. ボランティア受入団体との申合せ

ボランティア受入団体と明治学院大学ボランティアセンターとは、以下の点を申合せ事項として確認いたします。

- (1) 申込みをした学生に対し活動内容や条件等を提示し、その内容について両者の間で合意の上、活動をはじめること。
- (2) 有償活動とボランティア活動を明確に区別すること。
- (3) 活動をはじめる前には、オリエンテーション等を実施し、活動に必要な情報や留意点をあらかじめ伝達し、活動がはじまった後は、必要に応じて研修・支援等をおこなうこと。
- (4) ボランティア活動中は、各団体ボランティア担当スタッフとともに活動をおこなうこと。
- (5) 申込みをした学生が適切なボランティア保険に加入済みであることを確認してから、活動を始めること。ボランティア保険に未加入の場合は申込みを受け付けないこと。
- (6) 熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際は、労働安全衛生規則に準じた対応を行うこと。
- (7) ボランティア受入れにおいて知り得た学生情報は、そのボランティア活動にのみ使用すること。

3. 活動時間

- (1) 活動時間は、休憩を入れて1日8時間、週28時間を超えないこと（外国人留学生の資格外活動における就労時間に準拠）。
- (2) 夜10時以降の深夜活動をさせないこと。

4. 免責

ボランティアセンターで紹介するボランティア活動により、何らかのトラブルが発生した場合、本センターでは責任を負いかねます。あらかじめご了承ください。